

監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成29年1月31日)

監査対象局 健康福祉局

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成29年1月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

藤原 正雄 (ふじはら まさお)

白石 義人 (しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成28年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

総務局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	コンプライアンス推進課	1		1
	合計	1		1

健康福祉局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	健康福祉総務課	1		1
2	国保・高齢者医療課			
3	障がい福祉課		2	2
4	生活福祉課			
5	長寿福祉課		4	4
6	長寿福祉課（地域包括ケア推進室）			
7	介護保険課	1		1
8	地域包括支援センター			
9	子育て支援課		1	1
10	子育て支援課（こども女性相談室）			
11	こども家庭課			
12	こども園運営課		2	2
13	こども未来館			
14	保健対策課			
15	保健対策課（感染症対策室）			
16	保健対策課（地域医療対策室）	1		1
17	生活衛生課			
18	保健センター	1	1	2
	合計	4	10	14

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

2 監査実施期間

平成28年10月26日から平成29年1月12日まで

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

平成27年度及び平成28年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、重点取組事項の「個人情報の管理」、「市民目線に立つ行政監査」として、健康福祉局においては「個人情報を含む業務の外部委託について」及び「高松市の発達障がい者支援について」をテーマとし、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。さらに、上記の行政監査テーマにおいて、実地監査を行った。

なお、白石義人監査委員は、こども園運営課が所管する業務について直接の利害関係を有することから、地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

7 事情聴取（平成29年1月12日実施）の状況



監査委員による健康福祉局等への事情聴取

平成28年度定期監査及び行政監査結果一覧（健康福祉局）

H29.1.31

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等	
1	指摘【重点】	現行の個人情報取扱特記事項について	P6	総務局	コンプライアンス推進課
2	意見【重点】	障害児通所支援事業所の情報提供について	P8	健康福祉局	障がい福祉課
3	意見【重点】	健康診査後のフォローアップについて	P9		保健センター
4	意見【重点】	障害児通所支援事業所と保育所等の連携について	P10		こども園運営課
5	意見【重点】	「保育所等訪問支援」の情報発信について	P11		障がい福祉課 こども園運営課
6	指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について（検収調書の確認及び行政財産の目的外使用許可）	P12		健康福祉総務課
7	指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について（指導監査）	P13		介護保険課
8	指摘	還付金（歳入戻出）の取扱いについて	P14		保健対策課 （地域医療対策室）
9	指摘	行政財産の目的外使用許可について	P15		保健センター
10	意見	高齢者居場所づくり事業に係る居場所のあり方について	P16		長寿福祉課
11	意見	高齢者居場所づくり事業運営助成金に係る実績の確認について	P17		
12	意見	高齢者居場所づくり事業運営助成金の事務処理について	P18		
13	意見	紙おむつ現物給付事業に係る支出科目について	P19		
14	意見	発注簿等に係る適切な事務処理体制の構築について	P20		子育て支援課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成28年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。
本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査等を行った。

《参考》平成28年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

(1) 個人情報の管理

平成28年1月からのマイナンバー（個人番号）制度の開始等により、市民の個人情報への意識がさらに高まっており、市の厳格な個人情報の管理が求められていることから、個人情報が適正に保護されているかを監査する。

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点のもとより、次の観点到留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

平成28年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku28.pdf>

平成27年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

個人情報を含む業務の外部委託について

1 テーマについて

近年、複数の地方公共団体、企業等において、外部委託事業者からの個人情報漏えい事案が発生しており、事案1件当たりの漏えい件数も多く、外部委託には、潜むリスクが高いと言える。

本市においても事務の効率化の観点から、事務の外部委託が進んでおり、個人情報を含む業務も例外ではない。

健康福祉局では、その所掌する事務の特性から、取り扱う個人情報は、氏名、住所、生年月日等に留まらず、健康状態や、障がいの程度等、実に多岐にわたっており、その保護に関しては特段の注意が求められている。

そこで高松市監査委員は、「個人情報を含む業務の外部委託について」をテーマとして監査を行った。

監査対象課は、健康福祉局全課及び総務局コンプライアンス推進課である。

2 監査のポイント

健康福祉局では、多くの個人情報を取り扱う業務を所掌しているが、提出された書類では、どの程度事務を外部委託しているか、実情を十分に把握しきれないため、下記のとおり全件調査を行った。

- (1) 調査内容・・・各課が個人情報を含む業務を外部委託しているか否かと、委託している場合は、その概要等
- (2) 調査対象・・・健康福祉局 全課
- (3) 調査・回答方法・・・書面及び聴き取りによる
- (4) 調査時期・・・平成28年11月16日～同年12月19日
- (5) 回答率・・・100%
- (6) その他・・・本市が、業者に対する監督・統制力等を保つためには、有効な契約書類の整備が必要であるとの考えから、各契約書類の内容を精査した。

3 全件調査の結果

健康福祉局における、個人情報を含む業務の外部委託件数は、下表①のとおり72件であり、業者に対する個人情報遵守の統制方法は、下表②のとおり、個人情報取扱特記事項（総務局コンプライアンス推進課作成の例示文）を使用しているものが、全体の72.2%であった。

【表①】

No.	委託内容	件数
1	データ入力等	2
2	通知等の発送（封入、封かん）	9
3	印刷・筆耕	6
4	物品、サービス等提供	10
5	調査業務	3
6	教室・講座・イベント等開催	5
7	相談支援・訪問	9
8	診察・検査等	14
9	業務全般の委託	10
10	審査・支払等	4
	合 計	72

【表②】

No.	内容	件数	割合
1	個人情報取扱特記事項による （コンプライアンス推進課作成の例示文を使用）	52	72.2%
2	上記個人情報特記事項を一部加筆修正	6	8.3%
3	独自の個人情報特記事項を作成	1	1.4%
4	契約書本体に個人情報保護遵守事項を記載	13	18.1%
	合 計	72	

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	総務局 コンプライアンス推進課	区分	指摘【重点】
指摘の項目	現行の個人情報取扱特記事項について		
指摘する理由	<p>委託業者に対する統制として、72.2%の委託契約において、総務局コンプライアンス推進課作成の、個人情報取扱特記事項が使用されていたことが明らかとなったため、その内容を精査したところ、次のとおり、現行規定の内容に不十分な点が見受けられた。</p> <p>(1) 再委託の禁止について 再委託は原則禁止となっているが、情報関連企業は分社化、子会社化が進んでおり、再委託が行われる可能性を踏まえた規定が必要である。</p> <p>(2) 適正な管理について 現行の規定では「安全確保の措置を講じなければならない。」となっているが、具体性に乏しい。</p> <p>(3) 自社の正社員でない者に対する責任体制について 昨今、派遣社員等の増加により、自社の正社員でない者が業務に携わることも想定されるが、現行規定は対応していない。</p> <p>(4) 受託先の責任者等の明確化について 作業責任者等の届出規定がないが、責任の所在を明確にするために、当該事項の届出が有効である。</p> <p>(5) 受託先への監査・検査について 受託先に対する監査・検査の実施規定がない。</p> <p>(6) 損害賠償の請求について 発注者は「損害賠償の請求をすることができるものとする。」となっているが、受注者は「損害を賠償しなければならない。」とすべきである。</p> <p>また、総務局に対して行った事情聴取において、当該特記事項は、平成11年に策定して以来、字句の修正に留まっていたことも明らかになった。</p> <p>これらのことから、現行の個人情報取扱特記事項は、著しく適正を欠いていると言わざるを得ない。</p>		
指摘	現行の個人情報取扱特記事項の内容を、現在の社会情勢に応じた内容に改定されたい。		

【付言】 適宜、現代の社会情勢に応じているかどうか、調査されることを期待するものである。

高松市の発達障がい者支援について

1 テーマについて

従来、他の障がいに比べると社会的な認知度が低かった発達障がいであったが、平成17年4月の発達障害者支援法（以下「法」という。）施行から10年以上が経過し、昨年7月には、改正法が施行され、各種施策の展開が広まり、支援制度も整備されてきている。

文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が、6.5%（推定値）にも上るとの結果が示されるなど、支援制度の整備が進む一方で、当該障がいに悩む児童・生徒及びその保護者も増加傾向にある。

また、法では、早期発見・早期支援の重要性がうたわれており、本市においても、法の趣旨に沿った、支援制度が展開されているところである。

このようなことから、高松市監査委員は、「高松市の発達障がい者支援について」をテーマに掲げ、整備・拡充の進む各種制度が有効に機能しているか、市民目線により監査を行った。

なお、監査対象課は、障がい福祉課、子育て支援課、こども園運営課及び保健センターである。

2 監査のポイント

市民目線の立場に立ち、下記の調査を行った。

- (1) 市議会での質問と市長等の答弁内容
- (2) 本市関係課から提出のあった関係書類
- (3) 本市が発信している発達障がい者支援に関する情報
- (4) 国、関係団体、民間企業等が発信している関連情報
- (5) 国、他都市の取組状況
- (6) 障害児通所支援事業所の職員に対するヒアリング

3 発達障害支援事業（主なもの）

No.	事業名	内容	事業主体	契約主体
1	児童発達支援	児童・生徒が、障害児通所支援事業所で療育を受ける。	国	利用者と障害児通所支援事業所が契約
2	放課後等デイサービス		※市は受給者証発給業務	
3	保育所等訪問支援		※事業所の指定・指導権限は県 障害児通所支援事業所職員が保育所等を訪問し、療育や、職員へのアドバイスを行う。	
4	高松市発達障害者サポート事業	受託者が、講座の開催等を行う。	市	市と事業者が契約（障がい福祉課）
5	発達障がい児等支援体制構築事業	受託者が、保育所等を巡回訪問する。（年間約70か所 1施設年3回）	市	市と事業者が契約（こども園運営課、子育て支援課）

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	障がい福祉課	区分	意見【重点】
意見の項目	障害児通所支援事業所の情報提供について		
意見を付す理由	<p>平成24年の児童福祉法改正により、障害児施設・事業の一元化がなされ、障害児通所支援として、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」等の制度が創設されたところである。</p> <p>本市内では、平成28年11月1日現在、30の事業所が上記制度のサービスを提供しており、各事業所がその特色を活かして療育を行っている。</p> <p>各事業所は、市内各地にあり、運動、余暇活動、学習等、得意とする療育分野が違う上に、開設時間及び曜日もちまちまちであり、利用希望者は事業所の選択に迷うことが想定される。</p> <p>本市は、「発達障がい児のためのガイドブック」を平成27年3月に作成し、各事業所の一覧を分かりやすくまとめているが、ガイドブック作成後に新規に参入した事業所の情報は反映されておらず、また、各事業所の特色を掲載するまでには至っていない。</p> <p>また、改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が、平成30年4月1日に施行されるが、同法において、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、都道府県が、それらサービスの公表を行うようになるとのことである。</p> <p>※事情聴取において当局から、「発達障がい児のためのガイドブック」の事業所情報を更新する予定であるとの説明があった。</p>		
意見	<p>保護者に対して、各障害児通所支援事業所のサービス内容が分かりやすく伝わる情報発信の方法を検討されたい。</p> <p>また、情報の更新が容易な、電子媒体の活用も期待するものである。</p>		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	保健センター	区分	意見【重点】
意見の項目	健康診査後のフォローアップについて		
意見を付す理由	<p>法では、発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であるとされている。</p> <p>本市では、1歳6か月児及び3歳児に健康診査を実施しており、同診査は、発達障がいの疑いのある児童を早期に支援に繋ぐための第一スクリーニングの意味合いも含まれている。</p> <p>健康診査という短い時間の中で、診察する医師が判断をしやすいするために、児童の個々の情報を整理して提供することが必要である。</p>		
意見	健康診査を担当する医師と意見交換を行った上で、医師が判断するために有効な情報を改めて精査し、より効果的な健康診査が実施できるよう検討されたい。		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	こども園運営課	区分	意見【重点】
意見の項目	障害児通所支援事業所と保育所等の連携について		
意見を付す理由	<p>本市の「発達障がい児等支援体制構築事業」において、受託者の巡回指導員が各保育所等を巡回し、職員への指導を行っているが、巡回可能な施設数や、巡回回数には限りがある。</p> <p>一方、送迎サービスを実施している障害児通所支援事業所は、職員が発達障がい児の送迎等で、日常的に保育所等へ赴いている。</p> <p>また、当該支援事業所の職員は、日々、発達障がい児と関わっているため、個々人の特性を知っており、対応にも習熟しているものと思慮する。</p> <p>保育所等の職員が、障害児通所支援事業所職員と連携を図ることで、個々の発達障がい児への対応方法や、事業所職員の持つ知見の習得という効果が期待される。</p> <p>これらのことから、本市職員が民間事業者の培った知見から学ぶことは多いと言える。</p> <p>なお、障害児通所支援事業所の職員に対して行ったヒアリングにおいて、本市職員と、発達障がい児に関する情報の共有等を望む声が複数聞かれた。</p>		
意見	<p>障害児通所支援事業所の職員と日常的に接している本市職員は、積極的にコミュニケーションを図り、発達障がい児に関する情報の共有や、支援の向上を図られたい。</p>		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	障がい福祉課 こども園運営課	区分	意見【重点】
意見の項目	「保育所等訪問支援」の情報発信について		
意見を付す理由	<p>児童福祉法に基づく「保育所等訪問支援」は、保育所等に在籍中の障がい児に対する直接支援と、保育所等の職員に対する支援方法の助言等の間接支援の2つの側面を併せ持つ有効な支援策であるが、本市においては、他の主な給付サービスである「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」よりも利用が低調である。</p> <p>本市の発信している情報は、ホームページ及び「発達障がい児のためのガイドブック」において、</p> <p>「保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。」</p> <p>という一文が掲載されているのみである。</p>		
意見	<p>「保育所等訪問支援」の具体的なサービス内容、利用するための手続き等を、市民に対して分かりやすく説明されたい。</p>		

このページからは、「財務に関するもの」及び「その他事務の執行に関するもの」

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	健康福祉総務課	区分	指摘
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について (検収調書の確認及び行政財産の目的外使用許可)		

指摘	平成28年3月31日付けの検収調書「次期高松市地域福祉計画策定支援業務委託」の確認及び平成27年6月4日起案の「平成27年度行政財産目的外使用許可について」は、局長専決とすべきであるが、専決者の意思決定等の手続きを経ていないものとなっているので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。
----	--

根拠法令・通知等	高松市事務決裁規程第5条及び別表第1文書、庶務その他の表第21項並びに管財及び用品の表第2項		
内容①	文書、庶務その他		
	決裁事項	決裁者	
		局長	課長
	21 監督結果の報告及び検査(収)調書の確認	(1) 次号に掲げる場合以外の場合 右欄以外	執行伺の決裁者が局長以下のもの
内容②	管財及び用品		
	決裁事項	決裁者	
		局長	課長
	2 行政財産の目的外使用許可	(1) 次号に該当するもの以外のもの(重要なものを除く。) 右欄以外	電柱等に係るもの及び6月以内の定例的なもの
		(2) 延長又は更新(内容変更を伴うものを除く。)	○

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	介護保険課	区分	指摘
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について（指導監査）		

指摘	<p>指定居宅サービス事業者等の指導監督に係る決裁については、特に重要なものを除き局長専決とすべきであるが、専決者の意思決定等の手続きを経ていないものが多数見受けられたので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。</p>
----	--

根拠法令・通知等	高松市事務決裁規程第5条及び別表第2長寿福祉部介護保険課の表第7項		
内容	長寿福祉部介護保険課		
	決裁事項	決裁者	
		局長	課長
	7 指定居宅サービス事業者等の指導監督（特に重要なものを除く。）	○	

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	保健対策課 (地域医療対策室)	区分	指摘
指摘の項目	還付金(歳入戻出)の取扱いについて		
指摘	平成28年3月(平成27年度)に収納した夜間急病診療所使用料の自己負担金訂正に伴う還付金について、出納整理期間中の平成28年5月30日に、平成28年度の歳入から戻出しているため、適正に処理されたい。		
根拠法令・通知等	高松市会計規則第68条		
内容	歳入金に誤納又は過納のあった場合は、支出関係規定を準用して歳入から戻出をしなければならない。 2 前項の歳入戻出は、出納閉鎖期日までは当該歳入科目から戻出し、出納閉鎖後は新年度の歳出科目から支出しなければならない。		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	保健センター	区分	指摘
指摘の項目	行政財産の目的外使用許可について		
指摘	高松市庵治ほっとぴあんの施設内に、高松市社会福祉協議会庵治支所が入居しているが、行政財産の使用許可を得ていないため、適正に処理されたい。		
根拠法令・通知等	高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項		
内容	公有財産管理者は、法第238条の4第7項の規定により、その管理する行政財産を使用させようとするときは、使用願人に行政財産使用許可申請書（様式第10号）を提出させ、内容調査の上使用許可を適当とする場合は、その理由及び許可書案を添えて市長の決裁を受けなければならない。		



高松市社会福祉協議会庵治支所の様子

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	長寿福祉課	区分	意見
意見の項目	高齢者居場所づくり事業に係る居場所のあり方について		
意見を付す理由	<p>高齢者居場所づくり事業では、おおむね徒歩圏内に1か所を目安として、居場所の整備目標を、平成28年度末で300か所程度としているが、現在240か所に留まるなど、目標の達成が困難な状況である。</p> <p>また、年間を通して同様の活動内容を繰り返し実施している居場所も多く見受けられるなど、居場所の「量」及び「質」ともに十分とは言えない。</p>		
意見	<p>医療機関、介護施設、飲食店及びスーパーマーケットなどの民間事業者に居場所の開設を積極的に働きかけるなど、地域の事業者と連携し、居場所の「量」及び「質」を高める仕組みを検討されたい。</p>		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成29年1月31日
所 管 課 等	長寿福祉課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	高齢者居場所づくり事業運営助成金に係る実績の確認について		
意見を付す理由	<p>高齢者居場所づくり事業運営助成金に係る実績報告について、申請者が高齢者であることを理由に、領収書類や写真等の活動内容が客観的に確認できる書類の添付を求めているため、市民への説明責任が十分に果たせる状況にはない。</p> <p>また、事業実施年度の次年度に、職員が全ての居場所を訪問し、改めて領収書等の照合を行うなど、実績確認手続きが煩雑化している。</p>		
意 見	<p>実績報告時に領収書類や写真等の活動内容が客観的に確認できる書類の添付を義務付けるなど、市民に対して説明責任が果たせるよう、申請者への指導及び実績確認手続きの効率化を図られたい。</p>		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	長寿福祉課	区分	意見
意見の項目	高齢者居場所づくり事業運営助成金の事務処理について		
意見を付す理由	平成27年度高齢者居場所づくり事業運営助成金について、居場所の運営実態に変更がないにもかかわらず、事業の終盤になって申請者名義を他者に変更し、申請者所有建物の使用料相当額を助成金として得ているように推認される事例が見受けられ、助成金の運用に不信を招きかねない状況である。		
意見	申請者所有の建物や物品等の申請者の利益に繋がるものに対する助成金の支出に関し、一定の制約を課す支出基準を策定するなど、高齢者居場所づくり事業運営助成金の適正な運用方を検討されたい。		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	長寿福祉課	区分	意見
意見の項目	紙おむつ現物給付事業に係る支出科目について		
意見を付す理由	<p>紙おむつ現物給付事業は、寝たきり高齢者などに紙おむつを現物給付する事業で、現物給付にあたっては、業者に紙おむつの購入及び配達を請け負わせる、請負契約を締結している。</p> <p>当該事業に係る支出科目は、平成元年4月1日の事業開始時に出納室（当時は会計課）及び財政課と協議して以降、「扶助費」となっているが、当該契約内容を勘案すると、一括して請け負う場合、「委託料」での支出を再検討する必要があると考えられる。</p>		
意見	<p>紙おむつ現物給付事業に係る支出科目について、同事業の契約内容を勘案し関係各課と再度協議の上、そのあり方を検討されたい。</p>		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	子育て支援課	区分	意見
意見の項目	発注簿等に係る適切な事務処理体制の構築について		
意見を付す理由	<p>発注簿等に係る事務処理については、下記のとおり適正でないものが散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発注簿の「発注日」に、記載漏れがある。 ②納品書の検収処理がない、もしくは記載不備がある。 ③正式な見積書を「口頭」見積としている。 ④発注簿の発注日が追加表記でない。 ⑤請求書に修正跡が見られる。 ⑥発注簿の「兼命令処理日」と、実際の起案日が異なっている。 <p>このことについては、職員の発注簿等財務処理要領等関係規程に対する理解が不十分であることによるものと見受けられる。</p>		
意見	<p>発注簿等財務処理要領等の遵守について周知徹底するとともに、課内のチェック体制を整えるなどの対策を講じ、適切な事務処理体制の構築に努められたい。</p>		